

佐賀県告示第 64 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和元年 9 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

神崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

神埼都市計画下水道事業 神崎市公共下水道

3 事業施行期間

平成 10 年 1 月 12 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 10 年佐賀県告示第 14 号、平成 10 年佐賀県告示第 611 号、平成 16 年佐賀県告示第 258 号、平成 16 年佐賀県告示第 637 号、平成 22 年佐賀県告示第 92 号、平成 26 年佐賀県告示第 405 号及び平成 30 年佐賀県告示第 448 号の事業地に神崎市神埼町大字尾崎字横山、字浮毛田、字萩原、字森ノ木、字塚原、字大藪、字野畑、字小林、字迎田、字祇園原、字井手、字横小路、字須原、字金屋、字利田、字馬場下、字宿町、字盤田、字土生、字平山、字唐香原及び字前の原、大字竹字一ノ割、字二ノ割、字三ノ割、字四ノ割、字境、字七ノ坪、字一本杉、字二本杉、字若宮、字四本松、字五本松、字八満、字松、字柳、字杉、字尾形、字黒木、字椿、字花町及び字整地並びに大字城原字山崎、字二本谷、字三本谷、字四本谷、字市場、

字上善寺、字二本黒木、字三本黒木、字四本黒木、字五本黒木、字六本黒木、字熊谷及び字西田を加える。